

裁判員経験者の意見交換会議事要録

1 日時

令和2年2月4日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

静岡地方裁判所沼津支部裁判員候補者待機室兼会議室（刑事棟1階）

3 参加者

司会者 三角比呂（静岡地方裁判所長）

裁判官 菱田泰信（静岡地方裁判所沼津支部刑事部部総括判事）

検察官 渡邊卓児（静岡地方検察庁沼津支部検事）

弁護士 田上悠（静岡県弁護士会沼津支部所属）

裁判員経験者1番 女性・30代・パート

裁判員経験者2番 女性・60代・管理栄養士

裁判員経験者3番 女性・50代・公務員

裁判員経験者4番 男性・70代・まちづくりセンター就労

裁判員経験者5番 男性・60代・会社員

裁判員経験者6番 男性・70代・無職

裁判員経験者7番 女性・60代・会社員

4 議事録

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

静岡地方裁判所長の三角と申します。よろしくお願ひいたします。これから、裁判員経験者の皆さんの意見交換会を始めさせていただきます。

初めに、裁判員経験者の皆さん方から、それぞれご担当の事件の罪名、その事件が自白であったか、否認であったかの別、そして審理期間がどのくらいであったかということについてご紹介を頂ければと思います。

最初ですので、1番の方からお話を頂ければと思いますので、よろしくお願ひいたします。名前は結構です。担当した事件の経験者1番の方ということで、担当した事件の罪名、それが自白、否認のいずれであったか、審理期間が何日程度であったかをお話しただければと思います。

【1番】

皆さん、こんにちは。2018年6月に、偽造通貨行使・偽造通貨行使未遂の事件で裁判員をしました。自白事件でした。審理期間が4日間でした。

【2番】

1番の方と同じで、事件の罪名は、偽の1万円札を使用したという、偽造通貨行使・偽造通貨行使未遂です。それから、自白事件です。審理期間は4日間です。

【3番】

罪名は、強制わいせつ致傷と窃盗、建造物侵入、静岡県迷惑行為等防止条例違反の事件でした。自白事件で、審理期間は5日間です。

【4番】

よろしくお願ひします。3番の方と一緒にございますけれども、強制わいせつ致傷、窃盗、建造物侵入の事件でございます。自白で、5日間の審理期間がございました。

【5番】

事件の罪名は、強制性交等致傷、それから住居侵入。自白・否認の別については自白事件となります。審理期間は5日でした。

【6番】

殺人未遂の事件でした。これは否認事件です。審理期間は7日間です。

【7番】

6番の方と一緒に、事件の罪名は殺人未遂。否認事件で、審理期間は7日間です。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、本日、この意見交換会に出席している検察官、弁護士の方から一言ずつ頂きたいと思います。

初めに、弁護人のお立場から。

【弁護士】

弁護士会の田上といいます。よろしくお願いします。

昨年久しぶりに、私も4年ぶりに裁判員裁判を久しぶりに経験させていただきまして、事件後の皆様方のアンケートとかで手厳しいお言葉も頂いたところです。ただ、そういった意見の中にも、皆様方が事件に臨まれて、なるべく真実に近づこうというお心で事件に臨まれているというのがひしひしと伝わってまいりました。本日、率直な意見をお聞かせ願えればと思います。

【検察官】

検察官の渡邊と申します。

裁判員裁判の方は約10年ぐらい前から始まっておりまして、その当時から私は裁判員裁判の方には関わってまいりました。幾つも裁判をやっている中で、個々の事件でやはりそれぞれ、後になってみれば、ああすれば良かった、こうすれば良かったというような思うところが毎回毎回ございました。それでこれまでも、今回と同じように裁判員の皆さんとの意見交換会というものに参加させていただいたこと

があるんですけれども、そこで頂いた御意見等については、我々がやはり持っていなかったような視点からの御意見等が頂ける、大変貴重な場だというふうに感じておりますので、今回もそういった貴重な御意見を頂ければ、今後の裁判に生かしていきたいなと思っております。

なお、沼津での裁判は、経験者5番さんの公判に私も立ち会っております。以上です。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、これから意見交換の場に入りますが、初めに、裁判員経験者の皆さんから、裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想、何でも結構でございます。こういうふうに思った、こんなことを感じた。後で、いろいろと審理の中身について、審理の全体的な流れとか立証が分かりやすかったかとかそういったことについても伺いますし、評議の状況、議論しやすかったかということも伺おうと思っています。ただ、そういう個別の前に、何か全般的な感想としてお感じになられたことを何でも結構でございますので、一言ずつお話を頂ければと思っています。

それでは、今度は逆に7番の方からお願いします。

【7番】

経験してみて、こういう場所でしゃべるということもなかなか私はできない性格だったので、少し成長したかな、この年になって成長したかなと思うんですけれども、なかなか自分の意見というのを言えたかどうかということの後で考えてみたら、しっかりできたんじゃないかと思っております。

いい経験だと思いますけれども、やはり重大な責任があるので、その後、いろいろ考えたりもしましたけれども、良かったと思っております。以上です。

【6番】

私は、連絡が来たときに私でできるのかなと思いましたが、正直言って。だけど、

時が経つにつれて、何となく、やってもいいかなという気持ちになってきて、いざ裁判員裁判の裁判員になって実際、事件に関わって内容を知ってくると、非常に悩みました。悩み、考えました。だけれども、今、考えてみると、その経験というのは非常に有意義だったと思います。普通の方ならあまりこういうことはないなと思って、今、取りあえずありがたかったなと思っています。以上です。

【5番】

経験は1年ほど前だったものですから、記憶が大分飛んじゃっていて、今、思い返してみると細かいところは飛び飛びしかよみがえってきませんけれども、全般的には、経験させていただいて非常に良かったなというふうに、その当時も感じましたけれども、今もそのように考えています。

具体的にどこがというのはなかなか細かくてあれなんですけど、反省としては、罪状とかその辺、皆さんと協議して決めたんですけども、本当にそれで善かったのかどうなのかということについては、その当時も、他の類似案件とかと比較して大差はないよねというところで、自分としては納得したかなと思っているんですけども、本当にそれでいいかどうかというのは非常に難しいところ、人間が本当に決めるところかなというのをつくづく感じました。

【4番】

私は、裁判員裁判というのは是非出たかったんで、70歳以上は辞退できると書いてあったものですから逆にお願いしまして選ばれて、非常にありがたく思っております。それから、法廷でどうしても発言したかったというのもありまして、被告人の方が謝罪文を読んだんですけども、非常にあまりにも立派な文章だったものですから、あなたが考えたのかと聞いたら「はい」と言われて。漢字も非常に難しい漢字を辞書で調べたということだったんですけども、その後、弁護人の方が、「私どもでかなりお手伝いをした」みたいなお話を頂きまして、それは非常に、弁護人の方もそういうお話をさせていただけるというのが初めて分かりまして、勉強に

なりました。

それからあと、10年の経緯みたいなものを新聞とか報道とかいろいろ調べて、最近では、取り調べで全過程の可視化とかそんなのもちよっと新聞記事なんかで読んだりして勉強しているというところでございます。

また、今後、振り込め詐欺とかその辺が実際取り上げているかどうかなんですが、その辺の問題とか、盗撮については県の条例でみんな違うということで、範囲が違うのが少し私は疑問を感じるところでございます。以上でございます。

【3番】

私は、裁判員裁判にはあまり興味というか、出たくはなかったんですけども、断る理由がなかったというのが一番の理由かなと思って。ただ、出たときには、裁判長をはじめ裁判官の皆さんはすごいお固い人なのかなと思ってたんですけども、結構フレンドリーに話していただいて、最後、写真撮影もさせていただいて、出て良かったなというのもありました。

ただ、決まったときに事件の、こういう事件だよと知らされるので、これがすごい重大な事件とかだとちょっと重いかなと思って。重い、軽いはちょっとその人によると思うんですけど、私は、この事件では自分の子供ぐらいの子らが事件の子だったので、すごいちょっと真剣には考えたんですけど、その事件の重さによっては断りたいというのもあるのかなと思うんです。その場で言われるので。

でも、結果的にやって良かったと思うし、うちの同僚にも「やりたい」という方もいらっしゃるので、是非参加してみたらいいよという話はしました。

【2番】

裁判員裁判という存在は知っていたんですけど、具体的にどのようなものかは、自分はなってみるまで分かりませんでした。また、人ごとのように思っていたんですけど、実際自分が選ばれてというか、最初、抽選だったんですけども、自分にはなるはずないやと思っていたんですけど選ばれて、最初、不安だったんですけど

ど、結果的にはすごくいい経験をさせていただいたと思っています。

自分が関わった事件は偽造通貨ということで、ベトナム人が被告人だったんですけど、結果、終わってみると、こういう犯罪を生んだ社会、日本の今、社会がもう少しベトナムの方たち、来ている方たちにもう少し温かい、給料が良かったり、働くところも良かったりしたら、こういう犯罪は生まれなかったのかなとちょっと思いました。それと、その経験を通して、やはり似たような事件があると、新聞に載っていると、そういうことに関心を持つようになりました。

それとあとは、被告人に裁判員の方もちょっと何か聞きたいことがあったら聞いてもいいですよということだったんで、私はその被告人に「国にいる御両親はこういうことを知ったらどう思いますかね」ということを聞いたんです。そしたら、本人が泣いていたので、やはりすごくちょっと同情してしまったんですけど、そういうところのことも新聞を読んだりして聞き流すとか見過ごすんじゃなくて、この裏には何かあるかなとかそういうような深く考えるような、そういうこともできるようになったと思います。以上です。ありがとうございます。

【1番】

正直もう2018年のことなので、さっき5番さんも言っていましたけど、ほとんど覚えてないというのが正直な話なんですけど、経験して良かったか、悪かったかと言われると、私は良くも悪くもなく、本当にどちらでもないです。ただ、周りとお話のねたにはなります。「裁判員、経験したよ」と言うと、「当たったの」みたいな話のねたにはなるので、すごい広がりはします。

そして、裁判員裁判を経験する前は、正直、裁判は自分には縁のない話だし、他人ごと、人ごとというか、何も思ったこともなく、考えたこともありませんでした。ただ、経験した後は、今、いろんな事件が起きていますけれども、「裁判員裁判で」という言葉を聞くと、この人たちが出した判決は、いろいろと感情だけでは人を裁けないから大変だっただろうとテレビなどを見ながら思うようにはなりました。

以上です。

【司会者】

ありがとうございました。全般的な感想を頂きまして、大変それぞれ重要で有益な御指摘、御感想を頂いたと思います。

それでは、この次は、先ほど申し上げましたように、具体的に皆さんが担当された事件の審理、そして評議についてどうであったかということについて、少し個別にお話を伺ってまいりたいと思います。

まず最初、審理についてですが、法廷で裁判員裁判の審理をしていったときに、まず、手続の全体的な流れ、どういうふうに始まって、どういうふうに物事が進んでいくのか、こういった点が理解できたかどうかというあたりについてお伺いできればと思います。

まず、1番の方にお伺いいたします。

【1番】

ごめんなさい、本当に覚えていないので何とも言いがたいんですが、菱田裁判長はじめ、結構すごい説明をしていただけたんで、結構当時、分かったんだと思います。ただ、本当に覚えてないです。すみません。

【司会者】

結構です。では、2番の方、もちろん御記憶されている範囲で、または感想的なものでももちろん構いません。

【2番】

審理については、たくさん資料を用意してくださったので、検察官、弁護人の方々の陳述とか論告、弁護が非常に分かりやすかったです。流れとしては良くて、不明瞭な点はありませんでした。ただ、通訳の方の声が聞き取りにくくて、ちょっと不明瞭だったなと思います。審理についてだけでよろしいでしょうか。

【司会者】

はい。3番の方、お願いいたします。

【3番】

一応、菱田裁判長が「こうですよ、次はこうなりますよ」と言ってくれていたのですごく分かりやすく、流れも順調だったと思います。判決事例とかも、こういうときは大体事例はこんなだよというのを過去何年かぐらいのを見せていただいて、私も、これぐらいだなというふうに考えられたと思います。終わりです。

【4番】

手続の流れは非常に分かり良くて、いろんな角度で事件現場とか、いろんな角度で見られまして私は分かりやすかったです。それから、法廷に出る前にいろんなお話をして、発言する方はどうですかとかいう話もありまして、自分なりにある程度言えることは発言できたかなという感じがしております。非常に良い経験になりました。分かりやすかったというのが、審理の内容でございます。以上です。

【5番】

審理の流れについては、どこまでやっていて、開始する前にどんなことをやるということで、説明を理解した上でやっていましたので、その場では十分に理解してやったかなというふうに思います。ただ、資料等も非常に事細かな説明等が入っていて、非常に分かりやすい内容であったかなと思うんですけども、いかんせん経験が少ない裁判員としては、短い時間の中でそれを十分把握してかみ砕いてとなると、ちょっと時間的には厳しかったなど。自分らとしても、結論を出すのが早くないということかもしれませんけれども、そういうふうにちょっと感じました。

【6番】

今、皆さんが言われたように、流れ的には理解はできました。一つ一つやるたびに、今回はこうであるという話がありましたので理解はできました。

その中で、入る前にやはり公判前整理手続、あれをやってもらって、検察官がいろいろまずパワーポイントといいますけども、ビジュアル的に出てきて、非常に分

かりやすかったです。進行的には非常に理解ができました。それに比べてというのは大変失礼なんですけれども、弁護側の資料については、ただ箇条書に書いてあって、細かい部分については言葉、口頭で話しているの、何を知ってもらって、何を訴えたいのかというのが、ちょっと理解ができなかった部分もあります。その辺、今後、私が言うのもおかしいですけども、弁護人の方は、やっぱりそれはツールになりますので、今後のものについてもう少し考えた方がいいんじゃないかなというふうには思っています。

【7番】

流れとしたらとても分かりやすく、裁判長がいろいろ細かく説明してくれたのでやりやすかったです。

先ほど、6番の方もおっしゃっていたように、検察官側の方の報告書はすごい分かりやすかったんですけども、弁護人の方の報告書は、ちょっと理解しにくかったところがちょっと難点かなと思っています。もう少し分かりやすく書いていただければ、ちょっとまた違った判断ができたのかなと今、思えばそう思うんですけども。

でも、流れ自体としては良かったと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

手続の流れとしては、一番最初に検察官、弁護人のそれぞれから冒頭陳述ということでそれぞれ主張がされて、その後その主張を裏付ける証拠の取り調べというのがあったと思います。今、お話も出てきましたように、流れとしては理解しやすかった。ただ、内容的に見るといろいろと分かりにくい点もあったという御指摘がありました。

そこで、次に検察官、弁護人の主張等で、こういうところがちょっと分かりにくかったとか、こういうふうにしてくれたらもう少し分かりやすくなったのではない

か。例えば、今、モニターのお話なんかも出てまいりましたので、そういった点も含めて、何か、こういった点がこういうふうにされるとより分かりやすかったなどという御感想をお持ちの方がいらっしゃいましたら、御意見を伺わせていただければと思います。先ほどお話しされた方でも、もう少しこういう点をこうした方がいいという御意見があれば、言っていただいても結構です。

では、5番の方、お願いいたします。

【5番】

ちょっとこの辺は実際問題、どうかなというのはあるかもしれませんが、私なんかは仕事なんかでやるときに、要はビジュアル化というか、その辺は言葉より非常に理解しやすくなったりするものですから、資料の中では写真とか絵とかが使われていたんですけども、あそこにちょっと動画、要は動きが入るようなものが出てくると、AとBの動きがどっちが優先したとか、あるいは重ね方とか、そういうところを言葉にするよりは分かりやすくて、時間的に短縮するとか、深く理解するとかということには役立つのかなと。映画を作れとかそういうのではないんですけども、部分的にはそんなのも活用されるといいのかなというふうに感じました。

【司会者】

ほかの方で何かございますでしょうか。

【6番】

先ほどちょっと話したように、できるならば検察官の主張、それから弁護人の主張、それらを一つのフォーマットの形にして、読んで対比できるような形にしても良かった方が、違いが分かるんじゃないかなと。これからずっと裁判員裁判は続くわけですね。そうすると、ある一定のフォーマットが決まっていて、実際、そのフォーマットがいろんな審議にツールの的に使われていけば、先ほど言いましたようにビジュアル的にも分かるし、見ている側にも、何を訴えたいのかな、何を理解

してもらいたいのかなということが、今よりもちよっと分かるような気がします。

【司会者】

ありがとうございました。

そうしましたら、次に、証拠調べについてです。先ほど、通訳の方の声が聞き取りにくかったというお話がございました。証拠調べをするときに証人尋問ですとか被告人質問、こういったとき、あるいは証拠書類の朗読というのがあったと思います。こういった立証、証拠調べの内容については、分かりやすかったかどうか、あるいは何か工夫の余地があったかどうか。こういう点は良かった、あるいはこういう点は工夫の余地があった、こういうような御意見がありましたら、お聞かせをいただければと思います。では、4番の方、お願いいたします。

【4番】

実際、法廷で結構質問したんですけれども、感想みたいなのを言っでは申し訳ないんですけれども、家庭環境が両親の離婚ですとか、被告人の方が少し体が弱い方だったもので、ですから非常にそういう面でかわいそうな面はあったんですけれども、僕がちょっと聞いたのは、友達はいますかとか、褒められたことはありますかとか、極端なことなんですけど殴られたことはありますかと言ったら、「ない」と言っただんですが、実際にはあるような感じがしたんです。非常に周りに対して悲観的な感じで、それでお仕事をされて昼間の勤務だったのが1か月ぐらいで夜勤になったということで、証人として出られたお母さんもそれは聞いてなくて、やっぱり環境で、個人的には非常にそういうところに走っちゃうのかなという感じが、初日からしました。

それから、もう一つは、支援者の方が百何人のいろいろな方を預かって支援をしているということだったんですけれども、近くであまり支援しなくて大阪まで行って支援をするような話があったり、それからこういう婦女暴行未遂みたいな性犯罪を扱ったことはありますかと言ったら、実際に五、六件あるんですけど、結論まで

いっていないような感じで、正直なところ、信頼できるのかなという疑問は少しありました。支援者の方ですね。

【司会者】

ありがとうございました。

大体内容については、皆さん理解できて、お話されていることについては分かったということでしょうか。先ほど通訳のお話もございましたけれども、何かこの辺のところは工夫の余地があるというふうにお感じになられていることがあれば伺いますので、いかがですか。

【2番】

それは通訳の人によって違うんでしょう。

【裁判官】

通訳の人の話しているのが聞き取りづらかったのか、話している内容、要するに通訳の中身がちょっとよく分からなかったというか、どっちだったんですか。

【2番】

両方です。

【司会者】

分かりました。通訳されている内容も少し分かりにくかったし、話し声自身もちよっと聞き取りにくかったと、こういうことなんですね。

【2番】

はい。

【司会者】

では、通訳人の今後の選任や養成にもそういう点を生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、審理については今、伺ったことで、次に評議について伺いたいと思います。もちろん、守秘義務がありますので、内容についてどなたがどう言ったかと

かそういう話については、この場でも特段お伺いするつもりはございませんが、評議の雰囲気、先ほど全般的な感想の中でもありましたけれども、言いたいことが言えたかですとか、議論が充実していたかとか、あるいは議論の時間が十分にあったか、あるいはちょっと足りないと感じたかとか、そういった視点で評議についての雰囲気とか行われたことに関する感想についてお伺いできればと思います。

5番の方からお伺いするのでよろしいですか。

【5番】

評議については、比較的皆さん、自分もそうですけれども、言いたいことというのか、考えていることは述べられていたかなと思います。最初からというよりも、最初はやっぱり皆さん、初めての経験の中でどんなことを皆さんが思っているのかなというのを探りながらじゃないんですけど、ちょっとずつ。でも、やっぱり一人、二人出てくると、やはりそれぞれ「あっ、私はこっちだよ」ということで、違う意見があれば言うということでは言われたかなと思います。

時間の方も、大体時間が迫ったあたりでは終わりの時間というのを指しているかどうかは分かりませんが、皆さんの意見もほぼ出尽くしたような感じがあったなというふうに印象としては持っています。

【6番】

初めに検察官と弁護側の主張が正反対だったもので、頭がこんがらがっちゃって、よく整理できなかったです。だけれども、やはり裁判長だとか、あるいは裁判員の皆さんと話していく中で、自分の考え方が少しずつまとまってきたような気がします。そして、もっと議論していく中では、やっぱり自分はこう思うんだなというようなことが浮かび上がってきたような気もします。

だから、雰囲気的には、かなり皆さん、しゃべっていた部分もあります。時間については、結構長くなったのできついなというように思いましたが、皆さんそれぞれ自分の考え方をはっきり言ってたようなふうには受け取っております。私も一

応自分の意見は言ったつもりでおります。

【7番】

そのとき、女性一人ということですのですごいプレッシャーがかかっちゃったんですけども、男性の方は皆さん、どんどん発言して、こちらはちょっと聞く方になっていたかもしれませんけれども、自分の分からないことはやっぱり聞いた記憶があります。こういうところはちょっとおかしいなとかいうのも言えたような気持ちで、全員が割合発言してたように思っています。私自身は口下手なものですから、八分ぐらい言えたかなというようなところなんですけれども、でも納得してその評決になっておりますので良かったと思っております。言いたいことは言えたと思っております。

【4番】

評議については、いろんな事例を同じような事例はないにしても、ある程度理解ができたんですけれども、ただ、実際そういうことを経験したことはもちろんないわけなんですけれども、それがどれだけの罪状になったり、執行猶予がついたりというのは、話しながら大体ほかの事例に多分合わせたと思うんですけれども、最終的に。ただ、自分が一応言った意見がありまして、ほぼ良かったかなと思います。先ほどお話ししましたけど、やっぱり家庭環境というのは、いろんな事件で非常に大事なことが出てくるというのは、すごい感じまして、今後の自分も反省する面もあるかもしれませんけれども、非常に参考になりました。

【3番】

私も、少し1回か2回、質問したと思うんですけれども、自分なりに考えて聞けたと思うし、裁判長の方が「どうですか」と聞かれたので、言えた雰囲気があったと思います。時間的なことは、長さはちょっとよく分からないですけども、別につらかった記憶もなかったもので、良かったんじゃないかと思います。

【2番】

評議については、参加している皆さんの言いたいことを3人の裁判官の方々が上手に引き出してきてくれたと思います。被告人に対してどのくらいの刑にするかという話の際にも、過去のいろいろな事例やスライドを見せていただいて説明してもらい、議論ができたと思います。

最後に決めるときも、裁判官の方が「目を閉じてください」とおっしゃって、お互いに分からない状態で決を取ってもらったので、人の意見に左右されたり、周りの人の目を気にすることなく、自己判断ができました。

最初はお互い知らない同士で、意見を述べるのも遠慮があったんですが、裁判官の方々が資料を用意して、よく分かるように丁寧に説明してくださったので、とても分かりやすかったです。皆さん、雰囲気もとても良く、親密になったので、自分も含めて皆さん、自分の意見が言えたと思っています。以上です。

【1番】

私のときは、裁判官が菱田さんと梶山さんと久保さんだったんですが、こんなことを言っているのかどうかちょっと分からないんですが、コントのような3人組だったんですね。私たちの緊張をほぐしてくれていたとは思いますが、本当にいい雰囲気の中、みんなで意見を出し合って、みんな、多かれ少なかれ言えたかなとは思っています。

そして、事件にもメンバーにも私は恵まれたと思っています。結構充実して、和気あいあいというのも変ですが、本当にいい雰囲気の中でいろいろと言えたと思っています。

評議の長さですが、事件としても3日程度だったら十分かなと思いました。それ以上長くても中だるみとかすると思いますし、むしろあり過ぎたくらいかなとも思ったりはします。

【司会者】

ありがとうございました。ほかに何か言い足りなかったこととかおありになる方

はいらっしゃいますか、よろしいですか。

そうでしたら、先ほど若干申し上げましたけれども、守秘義務に関してちょっと御感想を頂ければと思っております。守秘義務については、いろいろな評議の内容等について話さないようにしましょうというようなことで、いろいろ説明を受けておられるというふうに思います。この守秘義務について、まず正直、負担を感じていて、今も非常に負担感があるというふうにお感じになられているのか。いや、逆に守秘義務があって、そういったこともあるものだから自由にいろいろ発言もできた、これは良かったと思われるのか、いろんな御感想があらうかと思しますので、今、申し上げたのは一つの例ですけれども、それぞれ守秘義務に関して今、お感じになられていることを何でも結構でございます。お話を頂ければと思っております。それでは、3番の方からお願いしたいと思っております。

【3番】

守秘義務に関しては、判決が終わったら話していいと言われていたので、別に5日間ぐらい我慢できました。そんな感じです。

【裁判官】

裁判員に選ばれたことは、周りに内緒にしておいてくださいというようなお話で、それは判決が終わったらほかの人にもう裁判員を経験したことをお話ししていいですよということが、判決が終わるまで言われていたんですけども、判決が終わった後も、評議の中身は秘密にしてください、ほかの人には話さないでください、判決の結論とか審理の公の場で行われたことはお話ししてもいいけれども、評議室の中で誰がどんなことを言ったかとか、どんな評議になった、どんな評決になったという過程の問題。判決が出た結論ではなくて、その途中経過のところはお話ししないでくださいという守秘義務の関係なんですけれども、そういうものを今もずっと続けているわけですね。裁判が終わった後。そういうことはどう感じられましたか。負担かなというところがあるでしょうか。

【3番】

同僚の人たちには、「何の事件だった」と言われるのが大体で、細かいことを聞く人は意外といないんです。なので、「何の事件だったの」と言って、「わいせつ事件だったよ」で大体終わりなんですね。なので、そこに関しては全然、審理している内容とかは聞かれないし、守秘義務はあるんですけど、そんなに負担ではなかったと思います。

裁判員裁判に選ばれたよということに関しては、直属の上司には休むのでということを書いて、そのまた上の部長クラスに言わなきゃいけなかったんですけど、そしたら公休が取れるようになって。なので、それをもうちょっと。職場の人は多分知らないと思うんですね、公休が取れるということ。もうちょっと広く、裁判員裁判は公休を取れるんだよというのをもっと広めた方がいいのかなと感じました。でも、直属の上司しか知らないで、ほかの周りの人がそれで休むからというのは、そのときには言っていなかったですけども。若干そういうところでは、多少秘密にしなきゃというのがあったのかもしれないですけども、その当時は、休まなきゃというのがあったので、あんまり負担には思っていないでした。

【4番】

僕は特に負担になるということにはなかったですけども、先ほど女性の方が言われていたように、裁判官の方から守秘義務についてお話がありまして、評議の件と被告人の名前とか、当然もう今は全然覚えていないですけども、個人的なことを言っちゃ駄目だというのがずっと頭に残って、それを話したことはないですけども。ただ、周りには、僕は新聞記事が出ましたので、その範囲の中で基本的にお話はもう。今もコピーを持っていますけども、それでずっと頭に残って、やっぱりいろんな事件があったりすると、それと比較してみたりはいまだにやっぱりしております。特に負担には感じておりません。

【7番】

やはり会社に言って、周りの同僚にも言わないと、何でこの日数を休むのかと言われるものですから、一応そういうのに選ばれたということは言っております。そして、子供の会社の人がやっぱりなったということで有休をもらえるということなので、お母さん、ちょっと言ってごらんといって会社の方にも言ったんですけども、うちの会社はまだそこまで言ってませんということで、普通の公休になりました。普通の公休って、自分のシフトの休みのときに来るようにシフトを変えてもらった、変えました。私はシフトの担当ですので。

もうちょっとこれが広まったら、有休を使えるようになるかなと思っているので、もう少し。後からいろいろ考えたんですけども、やはり内緒で来るのは、仕事をしている限りはちょっと無理なので、皆さんの理解を得てお休みして、この日数を休ませてくださいということを言いました。ただし、事件のことは一切言っておりません。

あと、評決終わった後でも聞かれるんですけども、なかなか下手なものですから、事件のこれこれこうだったよということはしゃべれないんですけど、裁判員になって良かったということは、自分が経験して良かったということは言っております。ただし、仕事を休んで来なあかんから大変だよというようなことは言っております。でも、自分が経験したことは大変有意義な7日間だったと思っておりますので、これは皆さんにも言ってますけども、なかなか年いってからはちょっと大変かな、遠方の人も大変かなと思っております。でも、守秘義務が負担というのは、全然感じておりません。

【司会者】

ありがとうございました。もちろん、裁判員になったことを周りに言えないといっても、お仕事先との調整というのは当然必要でございますから、そういった限りでお話しいただくのはもちろん問題は全くないわけです。

それぞれの会社のさまざまな実情があるということについては、また参考にさせ

ていただいて、今後、いろいろと広報活動等を通じて社会にいろいろと話をしていかなければならないと思います。そういったところでも何かお感じになられることがあればお話しいただいてもよろしいかと思ひます。

【6番】

私は、3グループにお話をしました。一つは、先ほど言われたように上司。アルバイトをやっているもので、少人数でやっているもので、私一人抜けちゃうとかなり負担がかかっちゃうもので、取りあえず、裁判所から来た上司に宛てる手紙というかお願いというかそれをコピーして、実はこうですという話をしました。そして、上司が、みんなのいる前でうわっと言っちゃったもので、その後、おばちゃんたちが「どうだった、どうだった」と聞きに来たもので、そのとき非常に守秘義務を考えていたんですけども、新聞報道で報道された以内で一応は話ししております。

それとあと、高校の同窓会するときにもちょっと話ししたら、今度、食いついてくるやつがいたので、深く深く突っ込んできたんですね。どこまで話していいかというのはちょっと迷ったんですけども、一応基本的には、オブラートに包んだような形で話した。

そして、あともう一つは、町内会の忘年会で飲んだ席で、会長の方でちょっと「どうだったよ」という話になって、それも自分でここはちょっと話しちゃまずいなというところは除いて、ある程度全般的に話しして、みんなも、まだ若い人がいっぱいいるもんで選ばれる可能性があるから、俺の経験を今、話したことを頭に入れて、できるならば当たったら辞退しないで、辞退というのはできないと思うけど、率先して出た方が自分のためになるよというような話をしておりました。

【司会者】

ありがとうございました。終わった後のそういった感想についてのお話を周りの方にされるのは、これもまた全然守秘義務に反することではございませんので、そ

ういうお話をされたというお話だったかと思います。

【5番】

守秘義務についてですね。裁判で出ていたので、そこを言ってはいけないというのがあって、ちょっと言ってはいけないよねというのを考えるのはちょっと負担になるかなという思いがあったんですけど、実際にはそれほど負担にはなってなかったかなと思います。

当然私の場合も、会社の方へ、公休扱いにするために届け出等はしていました。最後、全部終わってからの中では、裁判所の方から、参加したよという証明のものが頂けましたので、それを会社の方には出して。出せと言われたものですから、出して一応手続の方はしております。

実際に、裁判の内容等を聞かれたときには、ここまでやろねというのは自分の中ではイメージとしては持って、控えていたというか準備はしていたんですけども、案外、その辺のところは周りに内容を聞いてくる人はいなかったもので、その内容についてお話しするという事はやっておりません。

あと、終わってから、自分は朝礼当番の中で、実は裁判員を経験してますよという中で、皆さんのところへ来たら参加した方がいいですよというような話は一応朝礼の中ですけれども、させていただいています。

【1番】

守秘義務についてですが、必要性はあるとは思いますが、私は負担というよりは、どちらかというと面倒でした。仕事を休む理由に上司に「何で」と聞かれるので伝えたんですけども、まだ裁判員裁判ってメジャーじゃないので、守秘義務を知らない人がすごく多いと思うんです。その上司が多少周りに話してしまったので、周りで知っている人が多くて、6番さんもさっきおっしゃっていましたが、私本人の知らないところで本来守秘義務であることが知られてしまっている、これは守秘義務も何もなさそうだなと思って、帰ってから思いました。

【司会者】

必要な限り、職場の周りの方にお話しいただくことがあり得るというのはある話かとは思いますが、ただ、もちろん不必要に幅広い方というのは違うとは思いますが、では、2番の方、よろしくお願いします。

【2番】

守秘義務については、必要だと思いますし、負担には感じません。今、実際、自分が勤めているところが病院なので、患者さんの情報なんかを外に漏らしてはいけない、守秘義務が必要だということを今やっているの、負担には感じませんでした。

ただ、仕事を休むに当たって、職場の一部の人には理由を話さなければいけなかったの、どんな事件だった、どうだったというふうに聞いてくる人もあったんですけども、あまり突っ込んでいろいろな事件の内容を聞いてくる人もなかったの、良かったです。

あとは、裁判の内容なんかも皆さんで話合いができたので、自分がすごく悩んじゃって、誰かに相談したいとか、家族に話したいとかそういうこともなかったの、ここだけで解決ができたのでとても良かったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。それでは、これで一通り伺いましたので、検察官、弁護士のお二方から順次、御質問を頂ければと思います。では、検察官からお願いします。

【検察官】

検察官の渡邊です。きょうは、貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。

1点お聞きしたい点なんですけれども、検察官は捜査する中でいろんな証拠を集めていて、その中で裁判に出す証拠というのはかなり厳選したものをしています。

我々としては、これだけ見ていただければ理解できますよというふうなつもりで出してはいるんですけども、常々、これで足りているのだろうか、または、これは多過ぎるんじゃないだろうか、そういうことを考えて出しております。そういう点を踏まえて、もし、これはこんなのはなくても判断できる、これは要らなかったんじゃないかというような証拠があったり、あるいはもうちょっとこの辺を見たかったのに何でこの辺の証拠は出ていないんだろうというようなものがあったりとか、そういうものがもしあれば、御意見を頂きたいと思います。

【1番】

すみません、何度も申し上げているとおり、覚えていない部分がすごい多いのでちょっとあれなんですけど、証拠は少ないより多い方が私はいいと思います。正直、私たちは、偽造通貨でちょっと触ったりして、見て楽しめたこともあったので、そうすると議論も深くなるし、厳選し過ぎなくてもいいんじゃないかなと思います。少ないよりは多い方が、一般人にはありがたいかなと。皆さん、頭がいいのでそれだけ見ても分かると思いますけど、私たちは何の知識もない中に行くので、あればあっただけ、見せてもらえるなら見せてもらえただけ、あっても別に構わないかなと私は思います。

【2番】

2018年だったんで、ちょっと記憶があまりないんですけど、その当時、みんなからも、ちょっともう少し資料があったらねとかそういう話は出ていなかったんで、十分だったと思います。以上です。

【3番】

私も、あるだけあった方がいいと思います。その写真の中で、窃盗なんですけど、ベランダの高さとか何センチとか出てたんですけど、そんなことまで出すんだと私は思ったんですけど、でも知らないより知ってた方がいいのかなというふうに。やっぱり、あればあるほど、何回もやっているわけじゃないので、あった方がいいの

かなと思いました。

【4番】

私も同じように、証拠はかなりいろいろモニターを使ったり、分かりやすい角度で、先ほども一回お話ししましたが、細かい部分で侵入経路とかいろいろ分かりやすかったというのがあります。実際、時間帯も、犯罪が起きた時間帯もありましたし、夜間も映してたと記憶しておりますので、非常に検察の方の見せ方といいですか、説明の仕方ものすごく分かりやすかった感じがいたします。以上でございます。

【7番】

検察の提出されたのはすごい分かりやすくて理解できました。証拠も良かったかと思っております。検察側の冒頭陳述メモですね、それだけ見たら、事件の内容がほとんど分かったかなというような印象を受けました。

【6番】

証拠については適正だと思っているんですけども、ただ、ちょっと直してもらいたいのは、犯行前の防犯ビデオが延々と30分ぐらい続いているんです。画面がこんな大きいのに、五、六人いてごちゃごちゃこうやって動いているんですよ。あれは何のためにあるのだろうとか、あるいはエレベーターの下で人が行ったり来たり、それを延々とずっと見せられた。これは何を知らせてもらいたいのかというのは、ちょっと私には理解できなかった。だから、その辺を省けば、ほかの方に評議が向けられるのではなかろうかなと。ちょっと無駄な部分があったなと思っております。

【5番】

証拠についてですけども、私が参加させていただいた中では、いろんな物ですね。手袋とかそういった類いの物については十分あったのかなというふうに思います。ただ、争点の中で、行為ですね。人の行為が論点になったかと思うんですけども、そこについての行為が本当にあったかどうかというところが、証明するものは

ちょっとはっきりはなかったのかなと。ただ、その後の様子からすると、あったと思われるというようなものだったんじゃないかなと思いました。そのところは、行為があったすぐあとであれば、それを証明する何かを、科学的にとか裏づけるものを取れたのかなというのも、ちょっと感じましたけども、そこについては皆さん、私も、事後の経過から見ると、経過観察等から見るとあったと思われるというのが大半の意見なので、不十分ということはないかなと思いますが、少しそこは、あればなと感じました。

【司会者】

それでは、弁護士からお尋ねください。

【弁護士】

本日は、貴重なご御意見をありがとうございました。先ほど来、何度か指摘もありますけれども、弁護側の冒頭陳述メモや論告メモが分かりにくいというような指摘がございました。そういった指摘を後学のためにもう少し頂ければと思っていて、審理全般において分かりにくかった点等がありましたらお教えいただきたいと思えます。

また、先ほど御指摘いただいた論告メモや冒頭陳述メモの分かりにくさのあたりをもう少し、箇条書というお言葉を頂いてはいるんですが、例えばタイトルしか書いていないとか、そういうレベルのものなのかどうなのか、ちょっとそのあたりをもう少しお話をお聞かせ願えればと思えます。

【司会者】

そうでしたら、今度は5番の方から伺います。

【5番】

非常に記憶の方が薄れちゃっているので、具体的にこうだというのははっきりは難しいんですけども、何人かの方が言われていましたけれども、やはり検察側が作られた資料と弁護側が作られた資料を比べると、非常に検察の方は、多分情報量

も多いんだと思います。なので、ああいったパワーポイント的な対応というのができるんだろうけれども、逆に弁護側の方は、恐らくその辺の情報が全てではない中で作らなきゃいけないということで、あと限られた枠の中でということになるので、できるだけのことを言葉にして表すというのが通常なのかなというふうには思っているんですけども、やはり言葉だけですと、全部を読めば何をというのは分かるんですけども、じゃあ、ポイントは何というところが、訴えるところとか、そんなのはちょっと弱いのかなというふうに感じました。

あと、私が経験した中だと、弁護人の方が途中で変わられたとかそんなのがあったんですかね。そこもあって、ちょっとそこが最初からずっとというのがない中では、やや機械的というのか、そんな感じも少しは受けたので、そこも訴える力という面では、例えそうだとしてもそこは表に出さない方が裁判員に対する印象は良くなったのかなというふうに感じました。

【6番】

弁護側の論告求刑の資料を見ますと、ちょっと分からないんですけども、個人的。弁護人二人の方がいたんですけども、その二人の方が作ってやっているように見受けられたんですよ。多分、検察側は組織で、何回も見直ししてそれなりのパワーをかけて立証しようと思っていると思うんですけども、それに比べちゃうとどうしても比較しちゃうので、弁護士の方が例えば弁護士会に相談というか、あるいはチェックを受けて審査を受けて当たっているのかなと。その辺がちょっと分からないんですけども、そういう面についても検討した方が、我々は分かりやすいなと思っております。

【7番】

先ほども言ったように、検察側の資料はすごい分かりやすく、今度、弁護士の方の資料を見ると、ちょっと「うん？」というところがあります。そして、弁護をするときもちょっと、もう少し大きな声で声を張り上げてしていただきたいかったん

ですけれども、ちょっとあやふやかなというような印象を受けたところがあります。これがもっと、はっきりきはきはき言っていれば、また印象も違ってたと思うんですけれども。第一印象で検察の資料でこれだけばあっと書いてたものですから、そこですごいなというのが一番の印象を受けたものですから、その後で弁護士の方の資料を見ると、うーんというところがありますので、もうちょっとそこを明確に主張したいところを書いていただければなと思うところもあります。弁護士さんも一生懸命やっただけなので、これからも頑張ってもらいたいと思っておりまして、これはもうちょっと大きな声ではっきりと言ってほしかったです。

【4番】

先ほどもお話ししましたけれども、必ずしも弁護人の方が被告人の応援だけじゃなくて、被告人の話した謝罪文についてもお話しいただいたのは非常に良かったなと思います。

ただ、先ほどもお話ししましたけれども、支援者の団体が実際、事件についてはあまり扱っていない、100人ぐらい扱っているとは言ってたんですけど、五、六人の人を扱っているんですけども、最終的にその人が立ち直るような形まで持っていっていないような話を、まだ結論までいっていないということがあったものですから、もう少し実際犯罪について分かっている支援者の方がいたら、もう少し良かった。大阪の方に連れていってみたいな話だったんで、もう少し近くでそういう方がいれば、もっともっとそういう立ち直るのが早くできたんじゃないかという感じがしました。

【3番】

私が担当した事件は、もう認めているので、多分刑の量刑の範囲だと思うんですけど、検察官の方と分からないですけども比べると、弁護士側の方が、何となく説明とか証人とかそういうのに関してもうちょっと分かりやすい、ぶっちゃけでこれぐらいにしてくださいよみたいな感じじゃなかったんですよ、何となく私の印象は。

バックがこれだけいるから、この子は大丈夫ですよという強いのがあまり感じられなくて、説明は、検察の説明の方がすごい分かりやすくってというような印象だったんです。

だから、弁護士側はこうしてよというのはちょっと分からないですけども、何となく印象的には、弁護士側の方が説明が弱かったという印象が強かったです。分からないですけど。

【2番】

この事件は自白事件でしたし、弁護士の方は淡々としてましたけれど、資料を頂いてあったので、その中の範囲でいろいろ確認できてましたが、特にちょっとおかしいとかそういうふうには感じませんでした。

【司会者】

では、1番の方、覚えている範囲内で結構です。

【1番】

ごめんなさい。今、ちょっと確認しましたら、私が当時目を通した資料が5枚あったようなんですけど、今、ぱらぱらとめくっても、正直、物語のようで、何が主張したいのか、私にはちょっと分かりづらいので。検察側の資料が、これはB4かな、1枚なんです。そのままぱっと見ただけで、これ、1枚で終わるのかと思うと、私は見るので、頭の良い皆様ですので、主張したい部分を、学校のお便りじゃないですけども、このぐらいで見やすくまとめてもらえると、私のようなちょっと理解しにくい人でも読みやすいのかなとは思っています。

【司会者】

それでは、最後に、今までもいろいろと言っていたので、何かありましたら言っていただければと思うのですが、裁判官、検察官、弁護人に望むこと、あるいはこれから裁判員になられる方へのメッセージ。今までも随分随所に言っていたので、重なる部分もあるかもしれませんが、お一言ずついた

だければと思います。では、1番の方からよろしいですか。

【1番】

ふだんだったら絶対関わることのないであろう皆様なので、何かメッセージなんというのちょっとあれですが、いつも分かりやすく説明して下さるように、頭の良い皆様だからできるんだなと私はすごい思っていて、頭の悪い人だと話を変換できないので、誰にでも分かるように努力して下さっている姿がいつも見えたので、すごくありがたく思ったので、これからもたくさん裁いてくださいというのは変ですが、頑張ってもらいたいと思います。

【2番】

自分が経験して大変良かったので、是非、選ばれたら必ず受けてもらって、やはり社会に関心を持つ、みんなが社会に関心を持って、いい世の中になっていければと思います。

【3番】

私も経験して良かったと思うので、裁判員裁判ってこんなんだよというのをわざわざホームページで調べるんじゃなくて、みんなに、どこか職場に行って、こういう制度なんですと説明してくれると、大体どこか講演とかやって聞きに行く人たちは興味がある人だと思うんですけど、興味がない人たちをどれだけ巻き込むかというのは、やっぱりどこかに行き講演するとか広めていけたら。私も聞かれたら言いますがわざわざは言わないので、広めていったらいいんじゃないかなと思います。

【4番】

出前で裁判員の説明で、裁判所の方が見えるということでいろいろ僕も調整していたんですけど、自分の都合があまり良なくて、実際にはボランティアの活動を地域でやっているんですけど、そこで役員十何人にやってくれるということだったんですけど、上に立っている会長が変わっちゃったものですから、またこれから話

を進めて、もう一回お話をして進めていきたいなというのがあります。

それから、個人的にはこの裁判員の説明について、おとし実際裁判を担当したんですけども、去年、僕は出身が東京なものですから、たまたまクラス会がありまして、「おまえ、しゃべっていいよ」ということで少し裁判員について説明を冒頭でさせていただいたり。それから、もう一つ、私はシルバー人材センターの会員で、公民館みたいなところで働いているんですけど、そこの役員をたまたまやっていたものですから、その人にも七、八十人いましたけど、説明はこういうことで是非皆さんも経験されるといいよという話はしました。

【5番】

我々、しゃべるのは大体1回。2回、3回の方もいるかもしれませんが、それで経験は終わりなんですけども、裁判官、検察官、弁護士の方は今後も引き続きということで、裁判員に対しては今までどおりの資料等の準備の仕方をしていただければ、大概の方は対応される、できるんじゃないかなというふうに思っています。

あと、裁判官、検察官の方は組織とかそういうのを使った中での対応で、ある意味では非常に優位なのかなという気がします。それに対して弁護士の方って、個人企業みたいなのでやられるのかなというところで、非常にそこはちょっとハンディがあるかなというふうに感じてます。そこも、何か組織的なバックアップがされるようなのがあると、もう少し三者が公平な立場で争えるということになって、難しいんでしょうけど、そんなのができるといいよねというふうに感じました。

【6番】

私は静岡新聞を取っているんですけど、裁判員になる前にはいろんな事件の記事を見ていたんですけども、漠然と殺人事件じゃないかなと、漠然と見ていたんです。ところが、この裁判員裁判を経験したことによって、裁判員裁判という文字が必然的に目が追っていくんですよね。すぐ目に付く。それを一応切り抜いてやったら結

構たまったんですよね。静岡新聞の社説か何か、先ほどこちよっと出ましたような、そういう記事を見たりすると、非常に私は勉強になりました。

それで、今後、裁判員に選ばれた方についてのメッセージについては、やはりこれから生きていく中で、絶対必要なことだと思っています。というのは、やっぱり私が経験した事件というのは、一步、ふだん生活している人がその一步を踏み出したために自分の人生が非常に変わってしまった、変わってしまうというような事件です。その一步をどう踏みとどめるかということは、非常に大事だなと思っています。だから、そういうことも含めて今後、選ばれた方については学ばれると思いますので、是非受けてもらいたいなと思っています。

【7番】

裁判所に来ることはこれからもないと思いますが、いい経験をしまして、裁判長とか裁判官の方たちと話しして、すごい人間的な方だなと思って経験して良かったと思っています。ものすごく細かく、詳しく、優しく教えていただいて説明していただいたので、こういう裁判員裁判にも自分が最後までできたと思っていますので、自分は本当にいい経験をしたと思っています。この経験は、会社の同僚の人には「いい経験をしたよ」とは言っておりますので、また何か聞かれましたら、このことを言いたいと思っています。

【司会者】

どうもありがとうございました。最後に、菱田部総括裁判官から一言お願いします。

【裁判官】

皆さん、今日は貴重なお話をありがとうございました。久々にお会いできてうれしかったです。この皆さんが経験した全ての事件で私は裁判長をやっていたわけですから、本当にお話を聞いて、これからますます本当に、まずは分かりやすい審理をする、そして評議で皆さんに自由にいろいろ意見を言っていただく、そうい

うことが非常に大変で、そのためにも広報活動とかもきちんとして、皆さんがより参加しやすい、選ばれたときに不安を持たずに参加できるように、そういうふうな社会にもしていかなきゃいけないというふうにも痛感しました。

4番の方、いろいろ御苦勞されていてありがたく思っているんですが、本当にお話があればいつでも駆けつけていきますので、遠慮なく命じていただければいつでもどこでも行くつもりでおります。ほかの方も、もしそういうふうに、今回のことで少しでもまたちょっと広報にも協力しようかなというふうに思った方がおられれば、声をかけていただければ、声をかけられた段階で相談に乗ることもできますし、具体的に決まれば必ずお伺いしてお話しさせていただきたいと思っております。私が行けば、真面目な固い話だけじゃなくて、コントも交えた話もできると思いますので、遠慮なく命じていただければと思っています。今後もよろしくお願いします。

【司会者】

ほかに御質問等はございますでしょうか。

それでは、時間も参りましたので、本日の意見交換会は以上で終了させていただきたいと思えます。本日は、大変お忙しい中、本当に貴重な御意見を伺うことができ、良かったと思えます。本日、お話を頂いたことをまた十分検討した上で、今後の裁判にも生かしていきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

以 上